



開放型病床をご利用していただくにあたって



★ ご利用いただくためには、登録医になる必要があります。

■ 登録医になるには

登録医届出書に必要事項を記入し、小松市医師会に提出してください。

登録医届出書は小松市医師会にごさいます。

届出書提出日の翌日より当院の連携登録医とさせていただきます。

■ 認可設置開放病床数 30床

■ 共同指導ならびに施設・設備のご利用方法

1 登録医の担当業務の選択

共同主治医として入院診療をするにあたり、Ⅰ型あるいはⅡ型の選択ができます。

「Ⅰ型」－ 登録医が主治医、当院医師が副主治医となる。

「Ⅱ型」－ 当院医師が主治医、登録医が副主治医となる。

2 登録医の患者診察

Ⅰ型の場合は、登録医が主治医となるため小松市民病院で毎日診療する必要があります。

Ⅱ型の場合は、登録医の先生は副主治医になりますので、毎日診療の必要性はありませんが、週3回位の医療、指導を行うことが望まれます。

患者の診療方針については、主治医・副主治医で協議し、連携をとって診療に当たります。

看護師への指示、投薬処方等は原則として主治医が行います。患者様への説明についても同様です。

患者の診察は、病室もしくはナースセンター処置室で行います。

原則として院内では白衣を着用し、規定の名札をお付けください。

回診時間は、原則として午後1時～3時までといたします。それ以外の時間外に診療を行う場合は、前もって病棟看護師に電話連絡をお願いいたします。

患者の退院および退院後の治療方針については、主治医・副主治医間で充分協議し

て決めます。

必要に応じて、開放型病床患者として他の病棟へ転科、数日間の一時的転出をすることができます。

開放型病床の入院期間は原則として2ヶ月以内です。

3 診療録について

診察した際は、東口入口の開放型病床利用医控室にある出勤表に署名をし、カルテの2号紙に日付を入れ「開放型病床登録医指導」または、「退院時共同指導」のゴム印を押して、指導内容を記載し署名します。また、電子カルテに入力する場合は、“開放型病床登録医師の電子カルテ記載方法マニュアル”の手順に沿って入力を行います。

(記載のない場合、共同指導料の請求はできません。)

また、自院の同患者カルテにも同様に指導等の内容を記載しなければいけません。

カルテの記載は原則として日本語を使用します。

退院までに主治医・副主治医間で協同してサマリーを完成させ、各一部をそれぞれで保存します。

4 検査・手術室のご利用について

手術の執刀や立会いなどが可能です。ご利用の際は、当院担当医にご相談ください。

5 駐車場の利用

病院の指定する駐車場を、ご使用ください。

■ 診療報酬

登録医が開放型病床を利用し患者を診療した場合、下記の診療報酬が算定できます。

(1) 開放型病院共同指導料 (I) 患者1人1日につき 350点

(1) の請求は登録医の所属する医療機関で行ってください。

患者様の「自己負担」については、必ず事前にご説明ください。

(2) 保険医療機関の場合 — 診療情報提供料 (I) 患者1人につき、月1回に限り
(外来検査・入院への紹介共に請求可能です。)